

南知多町職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第43号

南知多町職員定数条例の一部を改正する条例

南知多町職員定数条例（昭和43年南知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会、水道事業及び漁業集落排水事業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時の任用職員（臨時の職に関する場合において臨時に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

第2条第1号中「（第7号に掲げる職員を除く。）」を削り、「231人」を「189人」に改め、同条第2号中「事務局」を「事務部局」に改め、同条第3号中「10人」を「6人」に改め、同条第4号中「事務局」を「事務部局」に改め、同条第5号中「事務局」を「事務部局」に、「並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 {40人・（兼務）8人」を「21人」に改め、同条第6号中「{2人・（兼務）2人」を「（兼務）5人」に改め、同条第7号中「地方公営企業関係」を「水道事業及び漁業集落排水事業の事務部局」に、「10人」を「9人」に、「286人」を「222人」に改め、同条に次の2項を加える。

2 休職中の職員、育児休業中の職員及び国、他の地方公共団体又は公益的法人に派遣されている職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。

3 前項に規定する職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の員数が第1項各号に掲げる定数を超えることとなるときは、その超えることとなる員数の職員は、1年を超えない期間に限り、当該定数に含まないものとすることができます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。